

資料編

資料編	67
資料 1 関連法令と国、東京都の計画.....	68
資料 2 子ども読書活動に関するアンケート調査	77
資料 3 新宿区立図書館蔵書数等	90
資料 4 区立小・中学校の学校図書館状況	92
資料 5 幼稚園・保育園・子育て支援施設の蔵書数	94
資料 6 第六次 新宿区子ども読書推進計画策定の検討経過等	97

資料1 関連法令と国、東京都の計画

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

平成 13 年 11 月 28 日

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的な方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

- 増加している点：図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点：図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

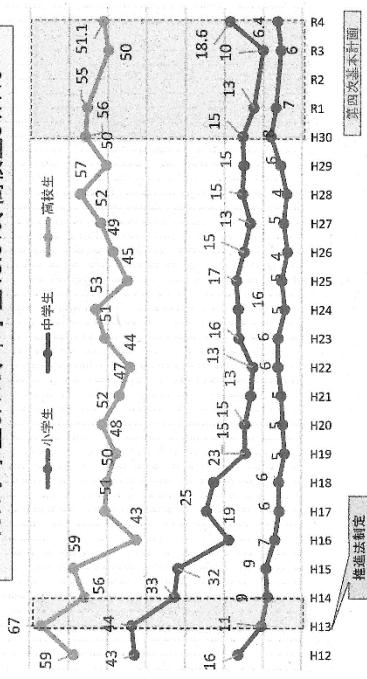
子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度未までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%)

R4：小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%



(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおむね5年)を策定	○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一齊臨時休業等を経て上昇	○日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い、(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)
○子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的な方策を明らかにする	※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学生、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加	
○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしくらい状況が影響を与えた可能性	○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしくらい状況が影響を与えた可能性	
○小学生における読書活動の現状	○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学年段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)	

令和5年3月策定（概要版）

第2章 基本の方針

急速に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の既減
就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオンラインリーニング等の充実
不読率が高い状態の続く高校生、探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもとの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の地方公共団体との統合や他の地方公共団体との共同策定也可能

市町村 市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)
目標:市:100% 町村:80%以上

都道府県
● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国
● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもとの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

○教師（同書教諭を含む）、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
○地域における学習資源・人的資源の共有

・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーユンソーシャムの推進等

・地域学校協働活動の推進（コミュニティ・スクールとの一體的な推進）

・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

○読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、

・司書等の講習・研修等の見直し

・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

○国等による「子ども読書の日（4/23）」の普及促進（子どもの読書活動推進フォーラム）

○文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大（幼児教育関係分野）

4 発達段階に応じた取組

○多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進（乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等）

○不読率の状況を勘案し、学校種別の移行段階に着目した取組の促進（入学時等の学校図書館のオリエンテーション等）

5 子どもの読書への興心を高める取組

○子どもが主体となるて実施する活動や協働的な活動の推進（読書会（ビブリオバトル）、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等）

○ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進（オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等）

○全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進（手話、多言語対応等）

II 家庭

○家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進

・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」「家読（うちどく）」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

III 地域(図書館)	IV 学校等	V 民間団体
<p>○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子どもたちの読書機会の確保 ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供 ・多言語・やさしい日本語による利用案内 ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組 ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 ・デジタル社会に対応した読書環境の整備 ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実 ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) <p>子どもの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への企画段階からの子どもの参画 ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備 (YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり) <p>○図書館の設置・運営及び資料の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の計画的整備 ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進 ・「望ましい基準の見直しの検討 <p>○司書等の配置の促進</p>	<p>○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子どもたちの読書機会の確保 ・特別支援学校含めた学校図書資料の整備 ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供 ・図書館、ボランティア等との連携 ・団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等) <p>デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等) ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・学校図書館図書情報のデータベース化 <p>子どもの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見取りの機会の確保 ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画 <p>○学校図書館資料の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進 ・「学校図書館ガイドライン」等の検討 <p>○司書教諭、学校司書の配置の促進</p>	<p>○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書週間等のキャラクター、読書感想文コンクール、フォーラムの開催 ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等) ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実) ○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

(3) 東京都：第四次東京都子供読書活動推進計画

令和3年3月策定（概要版）

「第四次東京都子供読書活動推進計画」について

別添1

1 計画の位置付け

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）に基づき策定
- 都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すもの
- 都の制定・改訂・経緯

第一次：平成15年3月 第二次：平成21年3月 第三次：平成27年2月
(期間：平成15～19年度) ▶ (期間：平成21～25年度) ▶ (期間：平成27～31年度)

2 これまでの成果・課題

① 不読率の更なる改善

平成31年度までに平成25年度の3割減（平成35年度までに半減）

学年	H15	H25	H31	目標
小2	5.9%	→ 2.6%	→ 2.9%	1.8%
小5	8.9%	→ 5.4%	→ 4.2%	3.8%
中2	36.3%	→ 13.2%	→ 9.9%	9.2%
高2	55.1%	→ 31.8%	→ 30.6%	22.3%

② 読む本の質の向上、及び読書に主体的に関わる態度の育成

- 図書館、学校等において読書の質を高める様々な取組を実施
- (例)・適切な本を知らせる取組…啓発資料の作成、推薦書の選定
- ・読書に喜びを感じられる取組…読み聞かせ、ブックトーク

▶ 小・中学生の本を読まなかった理由は、「読むことに興味がない」、「読みたい本がなかった」、「本を読む時間がない」などが多い。※③は特に高校生に多い

▶ 「読む本の質の向上、及び読書に主体的に関わる態度の育成」人材の育成

- 区市町村での子供読書活動推進計画の策定の推進及び読書活動を支える人材の育成
- ・ほとんどの自治体で計画的な取組を実施（区市での計画策定率98%）
- ・都立図書館等で、読み聞かせボランティアを育成するための支援等の取組を推進
- ・読書活動を推進していく上で、学校では「読み聞かせ、ブックトーク等の「カバウ」、区市町村（図書館）では「ボランティア等の育成、活用」等を課題と認識

3 第三次計画策定後の状況変化

- ・学習指導要領等の改訂・告示（平成29～31年告示）
・言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要とした各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することを規定
- ・学校図書館を計画的(?)を利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することを規定
- ・学部科学省「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）
(平成30年4月策定)
- ・読書を行っていない高校生の中には、中学生までに読書習慣が形成されていない傾向もみられる
・生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するには、墨幼児期から希望段階に応じた読書活動が行われることが重要
- ・①「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成し、②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めること」の2点をポイントとして、家庭、学校等、地域での取組、子供の読書への関心を高める取組等について推進方策を示す
- ・根岸障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書ハリアフリー法）
(令和元年6月施行)
- ・障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受することができる社会の実現に寄与することを目的として制定
- ・根岸障害者等の読書環境の整備に関する基本計画（令和2年7月策定）
・アクセシブルな電子書籍の充実等、視覚障害者等の読書環境整備などの方針を示す

4 第四次計画の検討

- ・令和2年7月から学識経験者、校長（小・中・高・特支の図書館研究会等）、公立図書館長等、教育庁・生活文化局・福祉保健局の関係者で構成する検討委員会を設置
- ・第三次計画期間中に実施された「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」の結果を踏まえ、取組の成果等を検証
- ・学習指導要領改訂等の状況変化を踏まえた施策の方向性を検討

▶ 都における今後5年間の施策の方向性や取組を示す

5 第四次計画の基本的な考え方

■ 基本方針

- ・学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。
- ・都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次計画や、昨今の読書に関する動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとする。

■ 計画期間

令和3年度～令和7年度までの約5年間

■ 計画の目指すもの

1 幼児期からの読書習慣の形成

国との第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」であると分析されていること、また、都においても高校生と比べて依然として高い状況にあることから、発達の段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

●不読率の更なる改善…引き続き、令和7年度には平成25年度からの半減を目指す。

●区市町村での計画策定…引き続き、令和7年度までには都内の全ての自治体で計画策定を目指す。
(国の目標)
不読率の更なる改善

(参考)	H25結果	H31結果	R7目標	H29	R4
小1	5.9%	→ 2.6%	→ 2.9% → 1.3% [小学全体で 2%以下を目指す。]	小 5.6%	→ 2%以下
小2	8.9%	→ 5.4%	→ 4.2% → 2.7% [2%以下を目指す。]	中 15.0%	→ 8%以下
中2	36.3%	→ 13.2%	→ 9.9% → 6.6%	高 50.4%	→ 26%以下
高2	55.1%	→ 31.8%	→ 30.6% → 15.9%		

2 学習の基礎となる質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

読書リリフラー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書をすることができるよう、読書環境整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国へ児童生徒等、多様なニーズに配慮する。

4 読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

6 主な取組

■ 発達段階に合わせた取組

乳幼児

- ・家庭や園、保健所・保健センターでの乳幼児健診等の様々な機会を活用して、子供への読み聞かせや保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発
- ・乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信を継続

小・中学生

- ・子供の発達の段階に応じた從来の様々な取り組みに加え、新人生活に対する学校図書館使い方ガイドなどを充実
- ・子供が読書の効果を実感できるように読み読み本を記録する読書カード等も活用
- ・読書活動等の充実に必要な情報提供により、小・中学校等に対して一層の働きかけ

高校生等

- ・各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫や、高校生による書評会等の取組を継続
- ・都立図書館で「オンライン講座」を開講、生徒の興味を引き出し他校生と読書の楽しさを共有できる参加型の展示等を新たに実施
- ・特別な配慮を必要とする子供
- ・障害に応じた読み聞かせの工夫、デイジー図書等ICT機器の活用などの充実
- ・都立図書館にやさしくてわかりやすい「ブックなどの「読みやすい本コーナー」、日本語を母語としない子供等の読書活動支援のための「やさしい日本語コーナー」」を新設

■ 読書活動推進の基盤づくり

区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進

- ・読書活動を支える人材の育成
- ・子供の読書活動の啓発、広報等

資料2 子ども読書活動に関するアンケート調査

(1)「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」における「区立図書館を利用したことのある中・高校生等の割合」に係るアンケート調査

※区内の中学校2校、高校3校で実施。

有効回答数：令和元年度811人、令和4年度1,055人

本について！君のリアルを教えて！！

(区立図書館を利用してもらうためにご意見をください)

該当に○をつけるか、記入してください。

※学校名をお書きください。 学校名：_____

1. あなたは、読書は好きですか？

- ①好き ②普通 ③嫌い

2. 好きな本や、前に読んで印象に残った本（雑誌、マンガ、参考書、電子書籍を含む）はありますか？

- ① ある → 書名を教えてください。（複数回答可）

- ② ない

3. 本の情報をどこで手に入れますか？（複数回答可）

- ①インターネット ②ツイッター ③友人 ④書店 ⑤区立図書館
⑥区立図書館のホームページ ⑦区立図書館の推薦リスト
⑧学校図書館 ⑨学校図書館の推薦リスト ⑩新聞・雑誌
⑪その他（ ） ⑫ない

4. 図書館を利用していますか？

- 新宿区立図書館 → ①毎週 ②月1～2回 ③2～3カ月に1回 ④半年に1回
⑤年に1回 ⑥利用したことがない
学校図書館 → ①毎週 ②月1～2回 ③2～3カ月に1回 ④半年に1回
⑤年に1回 ⑥利用したことがない

5. 新宿区立図書館にどのような本があるといいですか？（複数回答可）

- ①小説 ②ライトノベル ③調べ学習の本や課題図書 ④学習参考書
⑤部活や趣味の本 ⑥進学・就職の本 ⑦悩みや生き方のヒントの本
⑧多言語・母国語の本 ⑨マンガ ⑩雑誌
⑪その他（ ）
⑫分野別なら→（哲学・宗教／歴史・地理／社会科学／自然科学・医学／

6. 本を読まない人は、読まない・読まなかつた理由は何ですか？（複数回答可）

- ①興味のある本がなかった ②読みたい本がわからない
③受験勉強や部活で忙しい ④めんどくさい ⑤字が小さい
⑥その他（ ）

7. 新宿区立図書館のイベントに参加するなら、どんなイベントがいいですか？

- （複数回答可）
①図書館内のサークル活動 ②図書購入ワークショップ
③イチオシ本紹介やSNS等での情報発信
④イベント企画（実行担当、運営担当、実施担当）
（図書展示、書架のかざりつけ、ポップ作成、幼い子どもたちへのお話会）
⑤図書館を利用した交流事業（他校との交流、読書会、ビブリオバトル）

8. イベントに参加しやすい時期はいつですか？（複数回答可）

- ①平日夕方～ ②祝日 ③土曜日 ④日曜日 ⑤長期休み

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
1月 2月 3月

新宿区立図書館のイベントに参加したことがありますか？

- ①参加したことがある ②参加したことがない
参加したことがない方も、一度、区立図書館にご来館ください。



入口



書架

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ 新宿区立こども図書館 03-3364-1421

(2)「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」における「図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動」に係るアンケート調査

※新宿区立図書館の登録サポーターを対象に実施。有効回答数 106 人

新宿区立図書館サポーター活動アンケート

該当の項目に○を付けてください。

問1 過去も現在も含めて、新宿区立図書館以外の場所で、こども向けに読み聞かせやお話し会をされたことはありますか。

ある→ 問2へ

ない→ ありがとうございました。

問2 令和4年度(2022年4月から2023年3月まで)に新宿区立図書館以外の場所で読み聞かせをされた方に伺います。(複数回答可)

(1)いつ頃行いましたか。 月頃

(2)どこで行いましたか。

学校 児童館 学童クラブ 幼稚園・保育園

地域センター 子ども総合センター・子ども家庭支援センター

その他 ()

読み聞かせについてご意見等があればご自由にお書きください。

令和5年5月9日（火）必着でご返送ください。

ご協力ありがとうございました。

(3)「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」策定に向けたアンケート調査

第1章 調査の実施概要

1 調査目的

本調査は、令和5年度に「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」を策定するにあたり、区民の図書館利用や読書に関する実態やニーズ等を把握するため実施した。

2 実施方法と回収結果

調査対象	<p>①新宿区に在住する未就学児向け調査 新宿区に在住する令和5年4月1日現在、0～5歳までの本人、1,200人 ※回答は、調査対象の保護者に依頼</p> <p>②新宿区に在住する小学生向け調査 令和5年4月1日現在、6～11歳までの本人、1,387人</p> <p>③新宿区に在住する中学生向け調査 令和5年4月1日現在、12～14歳までの本人、793人</p> <p>④新宿区に在住する高校生等向け調査 令和5年4月1日現在、15～17歳までの本人、750人</p>
抽出方法	①・④新宿区住民基本台帳からの層化無作為抽出 ②・③小学校2校、中学校2校へ調査協力を依頼
調査方法	①・④郵送配付、郵送・インターネット回収 ②・③学校を通した調査依頼により、インターネット回収 ※②の小学1年生等については、紙の調査票を配布・回収
調査期間	①～④令和5年5月31日（水）～6月21日（水） ※②については、令和5年9月1日（金）～8日（金）まで追加調査を実施
有効回収率	①32.5%（回収数：390件 うち郵送166件、インターネット224件） ②54.0%（回収数：749件 うち紙回収157件、インターネット592件） ③72.1%（回収数：572件） ④14.3%（回収数：107件 うち郵送44件、インターネット63件）

3 調査内容

- (1) あなたご自身（お子さま）について
- (2) 読書活動について
- (3) 本の選び方などについて
- (4) 新宿区立図書館の利用状況について
- (5) 電子書籍について
- (6) 子どもの読書活動に関わる区の施策について

4 報告書の見方

- (1) 集計は、小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合がある。
- (2) 基数となるべき実数（n）は、設問に対する回答者数である。
- (3) 回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出しており、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超えることがある。
- (4) 本文や図表中の選択肢表記は、必要に応じて語句を短縮・簡略化している。

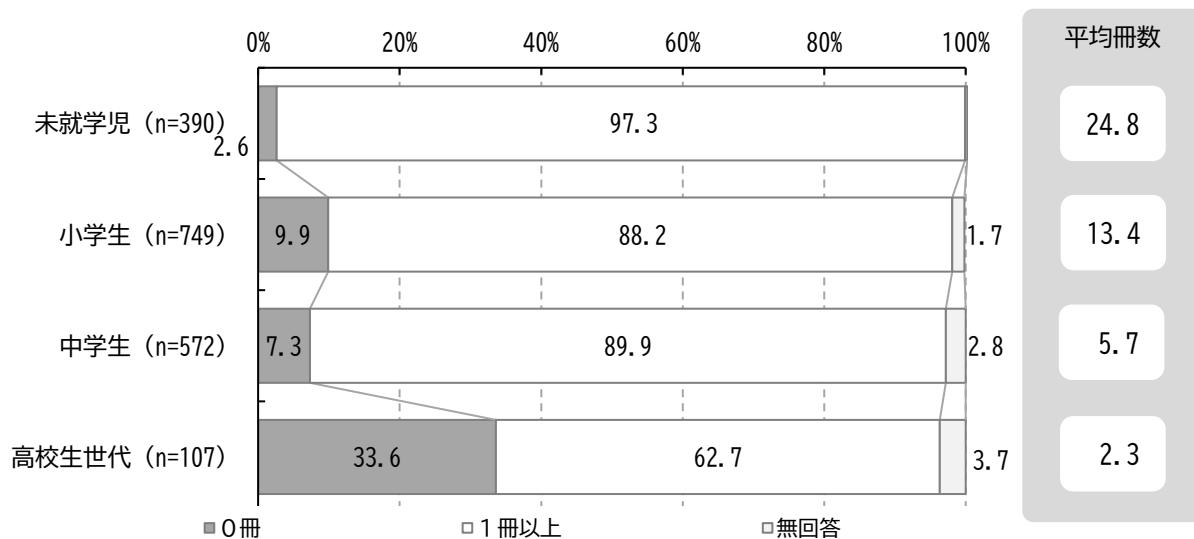
第2章 調査結果のまとめ

1 読書活動について

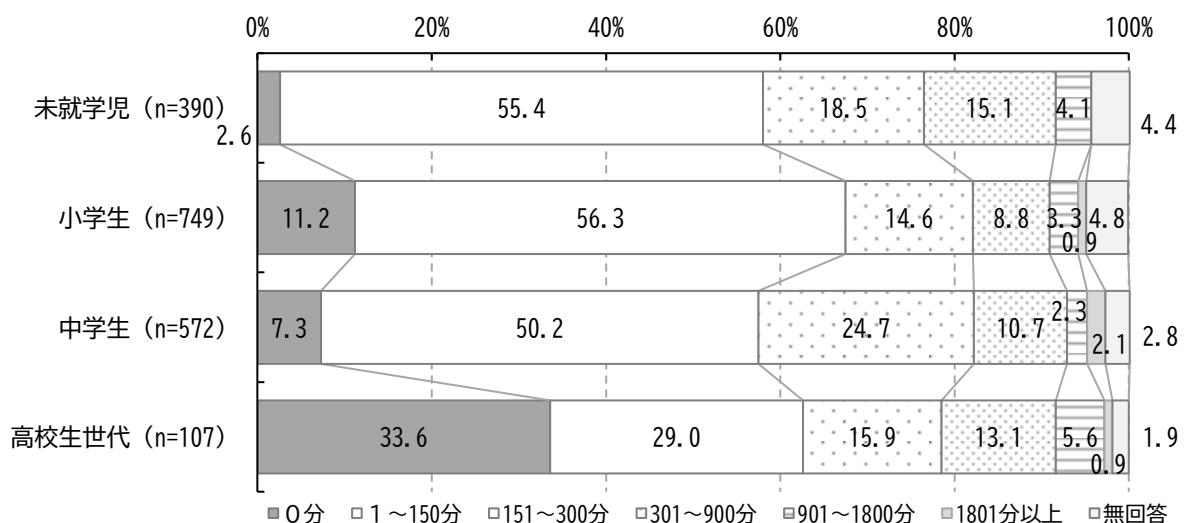
①「高校生世代」の読書離れが顕著

1か月間の読書量を年齢・世代別でみると、「未就学児」「小学生」「中学生」では1か月間の読書量「0冊」が1割未満の一方、「高校生世代」では「0冊」が3割を超える。

【1か月間に何冊くらい本を読みましたか】



【1か月間に何分くらい本を読みましたか】

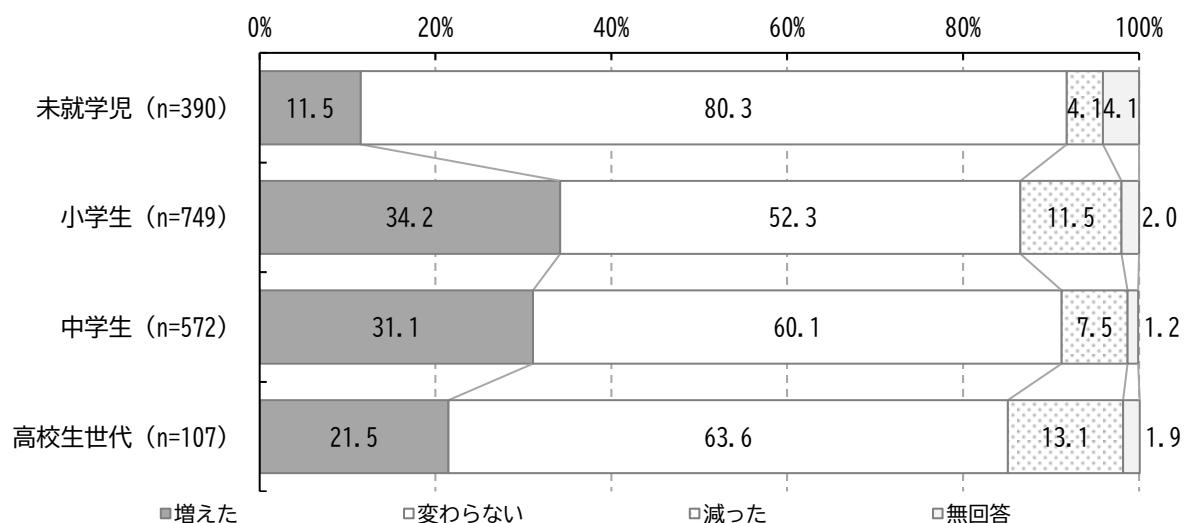


※未就学児は「絵本」を含む。

②コロナ前との読書活動の変化は「変わらない」が大半を占めるが、コロナを契機に読書活動が「増えた」との回答も一定数存在する。

コロナ前との比較による読書活動の変化については、全ての世代で「変わらない」が最も高いが、「小学生」「中学生」の3割、「高校生世代」の2割が「増えた」と回答している。

【コロナ前との比較による読書活動の変化】

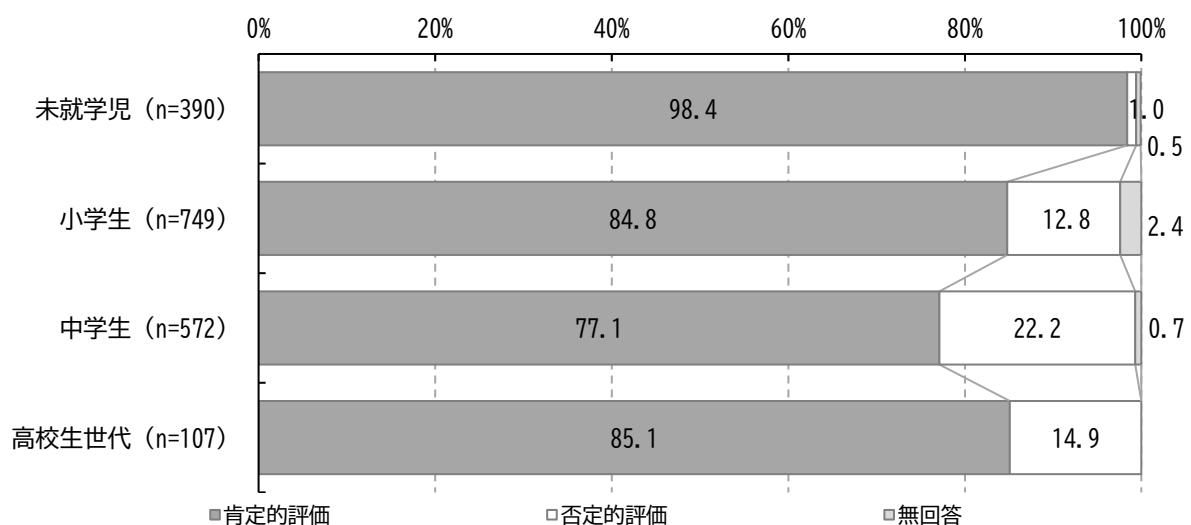


③本を読むことに対して「肯定的評価」が「否定的評価」を大きく上回る。

本を読むことに対しての「肯定的評価」をみると、「未就学児」では 98.4%、「小学生」では 84.8%、「中学生」では 77.1%、「高校生世代」では 85.1% となっている。

また、「中学生」では「否定的評価」が約 2 割を占める。

【あなたは、本を読むことが好きですか】



※肯定的評価：「好き」「どちらかといえば好き」の合計。

※否定的評価：「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の合計。

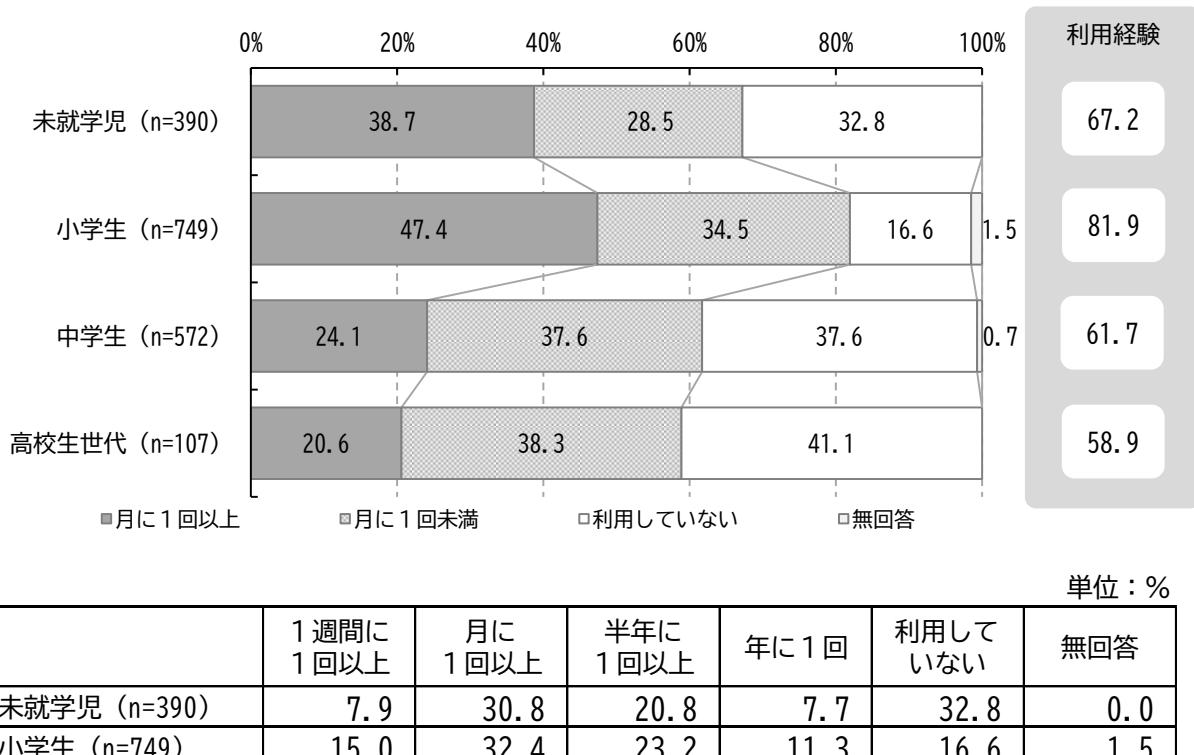
※未就学児は「絵本」を含む。

2 新宿区立図書館の利用状況について

①「小学生」では、過去1年間での新宿区立図書館の利用経験ありが約8割を占める。

過去1年間での新宿区立図書館の利用経験をみると、「小学生」が81.9%と最も高く、次いで「未就学児」が67.2%、「中学生」が61.7%、「高校生」が58.9%となっている。また、「月1回以上」でみても、「小学生」が47.4%と最も高い。

【過去1年間に新宿区立図書館をどのくらい利用しましたか】



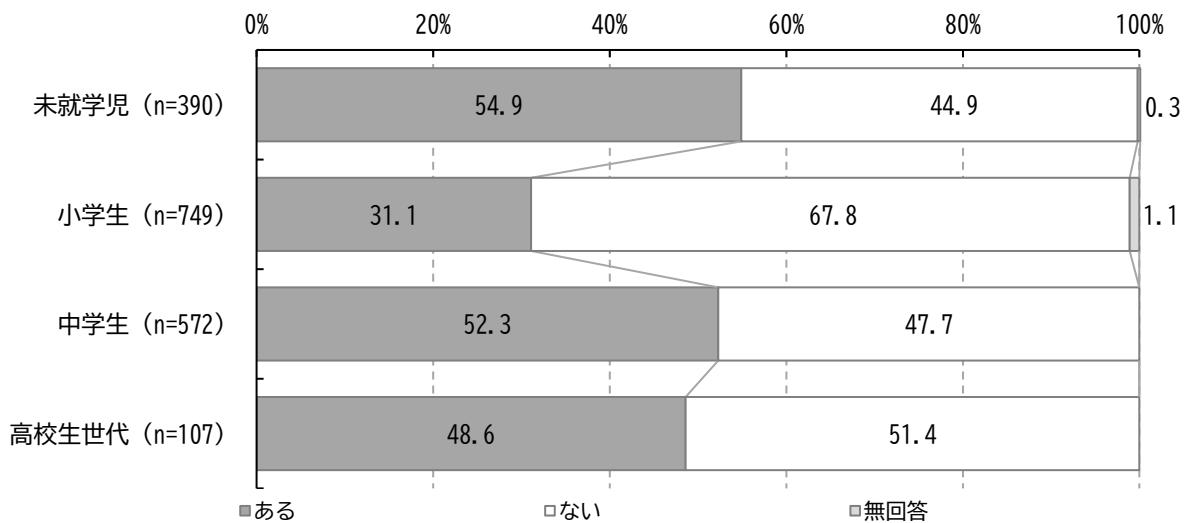
※利用経験：「月に1回以上」「月に1回未満」の合計。

3 電子書籍について

①「中学生」「高校生世代」では電子書籍の利用経験ありが約5割を占める。

電子書籍の利用経験の「ある」をみると、「未就学児」（保護者）が 54.9%、「中学生」が 52.3%、「高校生世代」が 48.6%、「小学生」が 31.1% となっている。

【電子書籍を利用したことがありますか】



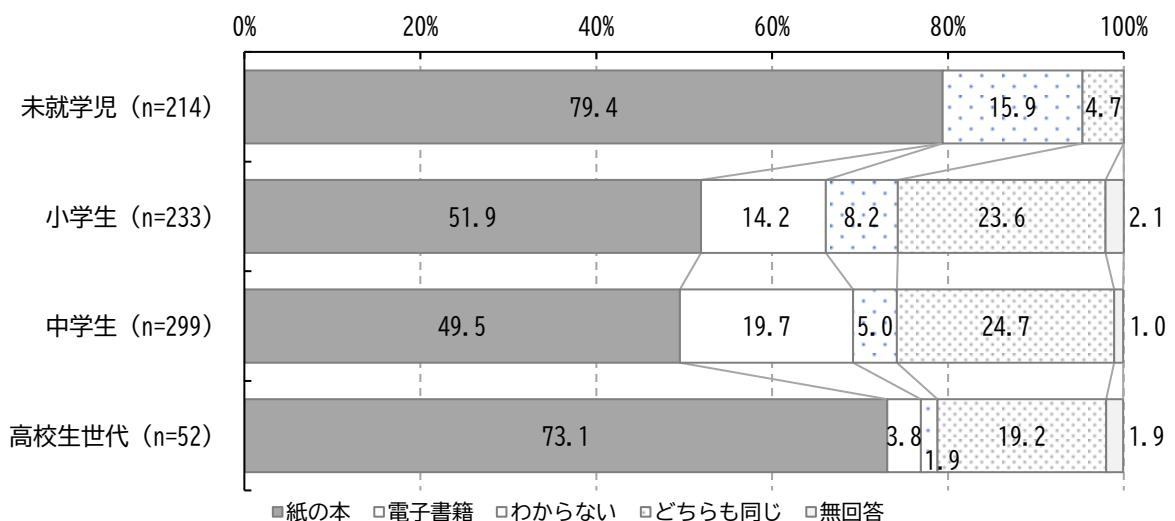
②読みやすさの観点では、全般的に「紙の本」の優位性が高いと評価されている。

電子書籍の利用経験者に「紙の本」と「電子書籍」のどちらが読みやすそうかをみると、

全ての世代で「紙の本」が最も高い。

また、「中学生」では、「どちらも同じ」が24.7%、「電子書籍」が19.7%であり、他の世代と比較した場合、読みやすさに関しての「紙の本」と「電子書籍」の差異が小さくなっている。

【紙の本と電子書籍どちらの方が読みやすそうですか】



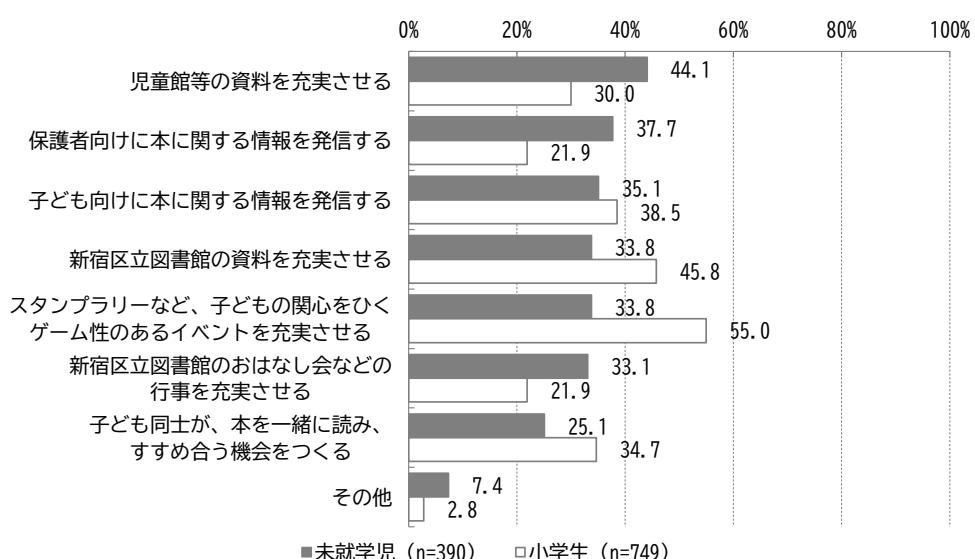
4 子どもの読書活動に関する区の施策について

①全ての世代で「資料・本の充実」が重要視される中、「高校生世代」では居場所機能へのニーズも高い。

子どもの読書活動支援に必要なことについては、「未就学児」では「児童館等の資料を充実させる」、「小学生」では「スタンプラリーなど、子どもの関心をひくゲーム性のあるイベントを充実させる」が最も高い。

また、新宿区立図書館に求めるものについては、「中学生」「高校生世代」とともに「幅広いジャンルの本の充実」が最も高い。なお、「高校生世代」では、「一定の時間利用ができる場所の充実」も本の充実と同様高い。

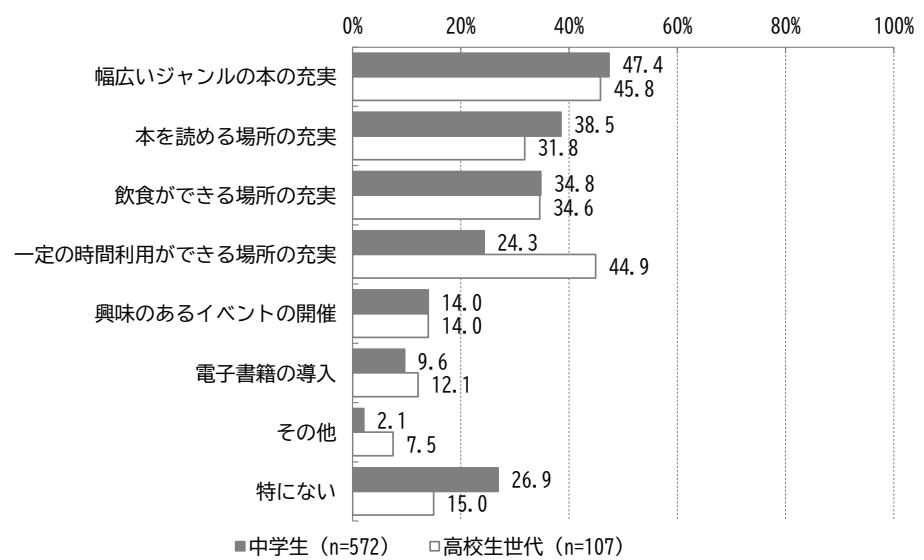
【区が子どもの読書活動を支援するために、どのようなことが必要だと思いますか】



※「未就学児」の降順。

※「児童館等の資料を充実させる」は、「未就学児」では「幼稚園、保育園、子ども園、児童館の資料を充実させる」、「小学生」では「児童館の資料を充実させる」。

【あなたが新宿区立図書館に求めるものは何ですか】



※「中学生」の降順。

資料3 新宿区立図書館蔵書数等

(1) 登録要件・年代別登録者数 (令和5年3月31日)

図書館名 項目		中央	こども	区役所 内分室	四谷	鶴巻	西落合	戸山	北新宿	中町	角筈	大久保	下落合	合計
区内在住	小学生以下	440	2,175	0	1,862	1,166	754	936	560	1,621	549	336	1,412	11,811
	中学生	124	453	0	353	194	166	214	114	281	76	121	159	2,255
	高校生	145	251	0	266	128	111	121	85	184	51	112	138	1,592
	学生	435	233	1	390	201	143	165	207	202	70	220	479	2,746
	一般	9,276	1,332	6	9,064	3,362	2,361	3,297	2,281	4,787	2,568	3,045	5,661	47,040
	計	10,420	4,444	7	11,935	5,051	3,535	4,733	3,247	7,075	3,314	3,834	7,849	65,444
	比(%)※1	61.4	90.0	77.8	69.3	83.3	57.1	84.8	71.4	88.7	37.8	71.3	67.7	68.7
都内在住	小学生以下	43	168	0	81	70	489	13	117	29	236	12	203	1,461
	中学生	124	39	0	20	8	86	3	21	4	66	13	51	435
	高校生	166	23	0	56	19	37	12	8	1	83	16	82	503
	学生	481	28	0	237	66	49	51	31	23	197	74	437	1,674
	一般	4,995	221	2	4,258	736	1,976	636	1,068	680	4,415	1,210	2,683	22,880
	計	5,809	479	2	4,652	899	2,637	715	1,245	737	4,997	1,325	3,456	26,953
	比(%)※1	34.2	9.7	22.2	27.0	14.8	42.6	12.8	27.4	9.2	57.1	24.6	29.8	28.3
区内在勤	一般	414	7	0	554	82	13	111	38	157	421	178	98	2,073
	比(%)※1	2.4	0.1	0.0	3.2	1.4	0.2	2.0	0.8	2.0	4.8	3.3	0.8	2.2
区内在学	小学生以下	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	中学生	45	2	0	0	2	0	0	1	0	1	8	0	59
	高校生	29	0	0	1	1	0	0	1	0	2	2	1	37
	学生	258	3	0	74	25	2	24	14	10	21	31	186	648
	計	332	7	0	76	28	2	24	16	10	24	41	188	748
	比(%)※1	2.0	0.1	0.0	0.4	0.5	0.0	0.4	0.4	0.1	0.3	0.8	1.6	0.8
合計	小学生以下	483	2,345	0	1,944	1,236	1,243	949	677	1,650	785	348	1,616	13,276
	中学生	293	494	0	373	204	252	217	136	285	143	142	210	2,749
	高校生	340	274	0	323	148	148	133	94	185	136	130	221	2,132
	学生	1,174	264	1	701	292	194	240	252	235	288	325	1,102	5,068
	一般	14,685	1,560	8	13,876	4,180	4,350	4,044	3,387	5,624	7,404	4,433	8,442	71,993
	計	16,975	4,937	9	17,217	6,060	6,187	5,583	4,546	7,979	8,756	5,378	11,591	95,218
	比(%)※2	17.8	5.2	0.0	18.1	6.4	6.5	5.9	4.8	8.4	9.2	5.6	12.2	

※1 各館及び全館の利用登録者数に占める区内在住、都内在住、区内在勤、区内在学の利用登録者数の割合。

※2 全館の利用登録者数に占める各館の利用登録者数の割合。

『しんじゅくの図書館 2023』より

(2) 図書資料（雑誌は除く）分類別所蔵数 (令和5年3月31日)

図書館名 項目	中央	こども	区役所内 分室	四谷	鶴巻	西落合	戸山	北新宿	中町	角筈	大久保	下落合	合計
O 総記	20,401	0	29	9,672	1,493	1,347	1,833	1,681	3,058	3,039	1,554	2,519	46,626
1 哲学	11,762	0	7	4,218	1,839	1,312	3,150	2,171	2,169	2,514	2,545	2,961	34,648
2 歴史	30,056	0	163	12,057	5,552	3,484	7,433	5,855	5,764	6,740	5,733	5,078	87,915
3 社会科学	49,172	0	208	14,026	6,955	4,856	10,859	7,895	6,967	12,662	7,582	10,617	131,799
4 自然科学	14,014	0	18	6,460	3,164	2,341	5,459	3,689	3,388	4,358	3,480	5,796	52,167
5 技術工学	16,405	0	10	8,100	3,967	3,005	4,811	4,339	4,062	6,362	3,793	7,399	62,253
6 産業	9,019	0	21	3,073	1,508	1,190	1,813	1,575	1,680	5,237	1,723	2,756	29,595
7 芸術スポーツ	23,242	0	35	9,301	4,190	4,117	7,429	5,906	4,261	6,524	5,382	6,438	76,825
8 言語	4,144	0	34	2,537	1,079	809	1,527	1,690	1,167	1,342	1,618	1,329	17,276
9 文学	15,435	0	50	9,338	2,312	2,335	5,743	4,379	4,007	2,818	4,689	2,829	53,935
J (日本文学)	47,908	0	0	19,273	10,355	8,998	18,921	13,395	13,347	10,331	13,542	10,562	166,632
一般その他※1	225	0	4,585	41	1	7	53	5	0	1	17	21	4,956
計(A)	241,783	0	5,160	98,096	42,415	33,801	69,031	52,580	49,870	61,928	51,658	58,305	764,627
比(%)*2	100.0	0.0	100.0	76.6	68.4	69.0	73.7	69.4	71.2	77.3	72.1	73.4	70.8
O 総記	0	2,683	0	611	370	571	533	426	626	396	370	366	6,952
1 哲学	0	892	0	196	138	99	188	163	173	163	125	237	2,374
2 歴史	0	6,688	0	1,030	646	551	908	758	814	645	726	912	13,678
3 社会科学	0	8,969	0	1,671	948	600	1,439	1,107	1,171	913	817	1,273	18,908
4 自然科学	0	12,013	0	2,382	1,495	1,166	2,080	1,861	1,339	1,285	1,174	1,715	26,510
5 技術工学	0	4,827	0	1,187	692	402	829	850	579	572	416	797	11,151
6 産業	0	4,785	0	734	528	348	493	637	383	451	349	606	9,314
7 芸術スポーツ	0	7,616	0	1,251	861	729	1,399	1,160	730	941	931	1,080	16,698
8 言語	0	2,175	0	376	245	241	290	321	293	263	271	257	4,732
9 文学	0	3,781	0	469	449	410	515	628	478	435	449	265	7,879
児童その他	0	10,729	0	3,425	1,701	1,477	2,511	2,770	2,000	2,220	2,481	1,562	30,876
計(B)	0	123,725	0	29,923	19,570	15,159	24,630	23,206	20,126	18,192	19,958	21,143	315,632
比(%)*2	0.0	100.0	0.0	23.4	31.6	31.0	26.3	30.6	28.8	22.7	27.9	26.6	29.2
合計(A+B)	241,783	123,725	5,160	128,019	61,985	48,960	93,661	75,786	69,996	80,120	71,616	79,448	1,080,259
比(%)*3	22.4	11.5	0.5	11.9	5.7	4.5	8.7	7.0	6.5	7.4	6.6	7.4	

*1 区役所内分室における「一般その他」は、行政資料である。

*2 各館及び全館の所蔵資料数に占める一般書及び児童書の割合。

*3 全館の所蔵資料数に占める各館の割合。

『しんじゆくの図書館 2023』より

資料4 区立小・中学校の学校図書館状況

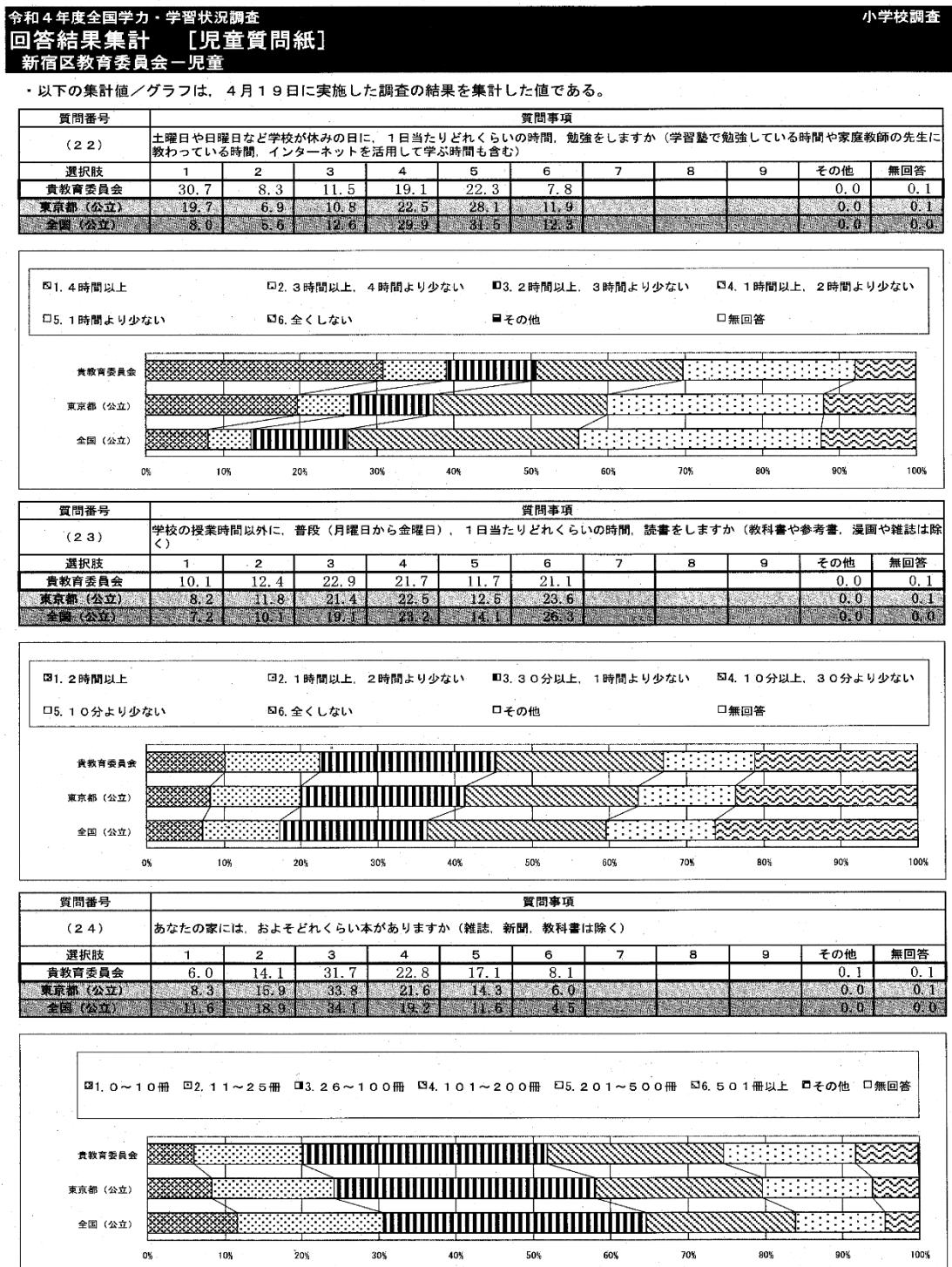
(1) 令和4年度区立小・中学校所蔵数・図書標準数 (令和5年3月31日)

小学校				
学校番号	学校名	蔵書数(冊)	図書標準数(冊)	達成率(%)
1	津久戸小学校	11,788	7,960	148.1%
2	江戸川小学校	7,537	7,000	107.7%
3	市谷小学校	11,089	9,160	121.1%
4	愛日小学校	10,779	9,560	112.8%
5	早稲田小学校	11,509	10,960	105.0%
6	鶴巻小学校	7,931	5,080	156.1%
7	牛込仲之小学校	9,939	7,960	124.9%
8	富久小学校	9,026	7,480	120.7%
9	余丁町小学校	11,386	7,960	143.0%
10	東戸山小学校	10,126	5,560	182.1%
11	四谷小学校	11,060	10,560	104.7%
12	四谷第六小学校	10,078	8,360	120.6%
13	花園小学校	8,437	5,080	166.1%
14	大久保小学校	8,070	5,080	158.9%
15	天神小学校	8,472	5,080	166.8%
16	戸山小学校	11,784	7,960	148.0%
17	戸塚第一小学校	11,766	8,360	140.7%
18	戸塚第二小学校	9,405	7,960	118.2%
19	戸塚第三小学校	9,876	6,520	151.5%
20	落合第一小学校	12,616	10,360	121.8%
21	落合第二小学校	10,356	7,960	130.1%
22	落合第三小学校	11,366	7,960	142.8%
23	落合第四小学校	10,479	8,360	125.3%
24	落合第五小学校	10,241	6,520	157.1%
25	落合第六小学校	8,382	7,480	112.1%
26	淀橋第四小学校	10,441	8,360	124.9%
27	柏木小学校	11,412	7,960	143.4%
28	西新宿小学校	10,186	7,960	128.0%
29	西戸山小学校	11,540	9,160	126.0%
中学校				
学校番号	学校名	蔵書数(冊)	図書標準数(冊)	達成率(%)
1	牛込第一中学校	9,357	6,080	153.9%
2	牛込第二中学校	8,394	7,360	114.0%
3	牛込第三中学校	10,540	9,040	116.6%
4	四谷中学校	10,483	9,040	116.0%
5	西早稲田中学校	13,962	10,720	130.2%
6	落合中学校	11,234	7,360	152.6%
7	落合第二中学校	12,502	9,040	138.3%
8	西新宿中学校	12,723	7,360	172.9%
9	新宿中学校	13,277	10,160	130.7%
10	新宿西戸山中学校	16,130	11,200	144.0%
合計		415,679	313,080	132.8%
うち 小学校		297,077	225,720	131.6%
うち 中学校		118,602	87,360	135.8%

* 図書標準は、令和4年度基準

(2) 令和4年度全国学力・学習状況調査（令和4年4月）

（掲載は小学校6年生を対象とした調査）



資料5 幼稚園・保育園・子育て支援施設の蔵書数

(1) 令和4年度 区立幼稚園 蔵書数 (令和5年3月31日)

区立幼稚園		蔵書数(冊)
1	津久戸幼稚園	2,000
2	市谷幼稚園	2,014
3	早稲田幼稚園	2,000
4	鶴巻幼稚園	1,990
5	牛込仲之幼稚園	1,500
6	余丁町幼稚園	1,283
7	四谷第六幼稚園	1,800
8	花園幼稚園	1,200
9	大久保幼稚園	1,150
10	戸塚第二幼稚園	1,500
11	落合第三幼稚園	1,450
12	落合第四幼稚園	2,251
13	淀橋第四幼稚園	1,321
14	西戸山幼稚園	1,896

(2) 令和4年度 区立保育園・子ども園 藏書数(令和5年3月31日)

区立保育園		藏書数(冊)
1	弁天町保育園	1,505
2	大久保第一保育園	2,565
3	東五軒町保育園	2,756
4	長延保育園	1,660
5	西早稲田保育園	1,407
6	高田馬場第二保育園	1,633
7	戸山第二保育園	1,899
8	早稲田南町保育園	1,991
9	百人町保育園	1,768
10	中落合第二保育園	1,723

区立子ども園		藏書数(冊)
11	四谷子ども園	1,723
12	あいじつ子ども園	1,753
13	西新宿子ども園	3,140
14	柏木子ども園	1,745
15	おちごなかい子ども園	1,919
16	大木戸子ども園	3,123
17	しなのまち子ども園	1,792
18	戸山第一子ども園	2,069
19	西落合子ども園	1,995
20	北新宿子ども園	1,853

(3) 令和4年度 子ども総合センター・子ども家庭支援センター

・児童館 蔵書数(令和5年3月31日)

子ども総合センター		蔵書数(冊)
1	子ども総合センター	1,727

子ども家庭支援センター		蔵書数(冊)
2	信濃町子ども家庭支援センター	2,596
3	榎町子ども家庭支援センター	2,770
4	中落合子ども家庭支援センター	2,788
5	北新宿子ども家庭支援センター	2,060

児童館		蔵書数(冊)
6	本塩町児童館	514
7	東五軒町児童館	2,778
8	北山伏児童館	2,163
9	中町児童館	1,596
10	薬王寺児童館	1,707
11	早稲田南町児童館	1,537
12	富久町児童館	2,354
13	百人町児童館	1,740
14	高田馬場第一児童館	1,250
15	高田馬場第二児童館	2,599
16	上落合児童館	2,520
17	西落合児童館	2,345
18	中井児童館	1,530
19	北新宿第一児童館	1,300
20	西新宿児童館	1,628

(4) 令和4年度 男女共同参画推進センター 蔵書数

(令和5年3月31日)

男女共同参画推進センター		蔵書数(冊)
1	男女共同参画推進センター	11,711

資料6 第六次 新宿区子ども読書推進計画策定の検討経過等

(1) 新宿区子ども読書活動推進会議

新宿区子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 新宿区の子ども読書活動（以下「子ども読書活動」という。）の推進に関し必要な検討及び子ども読書活動の普及啓発を行うため、新宿区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、新宿区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(担当事項)

第2条 推進会議は、子ども読書活動の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 推進計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (2) 推進計画の普及・啓発に関すること。
- (3) 絵本でふれあう子育て支援事業の絵本の選定に関すること。
- (4) 関係機関等の連携・協力に関すること。
- (5) その他子ども読書活動を推進するための施策等に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、新宿区教育委員会教育長が委嘱又は任命する10人の委員をもつて組織する。

2 前項の委員の数は、次に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新宿区立幼稚園PTA連合会 1人
- (2) 新宿区立小学校PTA連合会 1人
- (3) 新宿区立中学校PTA協議会 1人
- (4) 新宿区立図書館で活動する読み聞かせ団体 1人
- (5) 学識経験者 2人
- (6) 区職員 4人

3 推進会議に座長及び副座長各1名を置く。

4 座長は委員の互選により定め、副座長は第2項第1号から第5号までの委員のうちから座長が指名する。

5 座長は推進会議を代表し、会務を総理する。

6 副座長は会長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議)

- 第4条 推進会議は、座長が招集する。
- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の記録の作成)

- 第6条 推進会議は、その概要を記録し公開する。ただし、座長が必要と認めたときは、会議の記録の一部又は全部を公開しないことができる。

(庶務)

- 第7条 推進会議の庶務は、こども図書館が担当する。

(委任)

- 第8条 この要綱の実施について必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）により委嘱又は任命された委員は、改正後の要綱第3条第1項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたとみなされる委員の任期は、旧要綱により委嘱又は任命された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

令和5年度 新宿区子ども読書活動推進会議委員名簿

(令和5年9月1日変更)

	選任区分	氏名	現職
1	学識経験者 座長	秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
2	学識経験者 副座長	小川 三和子	八洲学園大学 非常勤講師
3	新宿区立幼稚園 PTA連合会	島谷 順	新宿区立幼稚園 PTA連合会 副会長 (大久保幼稚園 P T A会長)
4	新宿区立小学校 PTA連合会	鈴木 貴之	新宿区立小学校 PTA連合会 (余丁町小学校 P T A会長)
5	新宿区立中学校 PTA協議会	平田 知子	新宿区立中学校 PTA協議会 (西早稲田中学校 P T A会長)
6	新宿区立中央図書 館読み聞かせ会	本橋 百合枝	中央図書館読み聞かせ会 会計 監査
7	区職員	徳永 創	子ども家庭部子ども家庭課長
8	区職員	関本 ますみ	教育委員会事務局 教育支援課長
9	区職員	山本 秀樹	教育委員会 中央図書館長
10	区職員	関口 悅子	教育委員会 中央図書館資料係長

(2) 第六次新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会・作業部会

第六次新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第六次新宿区子ども読書活動推進計画（以下「第六次計画」という。）の策定にあたり、第六次新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新宿区における子どもの読書活動推進の状況等を踏まえ、子ども読書活動推進会議と連携を図りながら、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第六次計画の策定に関すること。
- (2) その他、推進計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、14人の委員をもって構成する。

2 委員は、次の職務にある者とする。

- (1) 子ども家庭部子ども家庭課長
- (2) 子ども家庭部保育課長
- (3) 子ども家庭部保育指導課長
- (4) 子ども家庭部男女共同参画課長
- (5) 子ども家庭部子ども家庭支援課長
- (6) 健康部牛込保健センター所長
- (7) 教育委員会事務局次長
- (8) 教育委員会事務局教育調整課長
- (9) 教育委員会事務局教育指導課長
- (10) 教育委員会事務局教育支援課長
- (11) 教育委員会事務局学校運営課長
- (12) 区立小学校長1人
- (13) 区立中学校長1人
- (14) 中央図書館長

3 委員会に委員長を置き、委員長は、教育委員会事務局次長とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

- 6 委員会は、委員長が召集する。
- 7 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第4条 委員会の所掌事務に関する検討を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会員は、次の職にある者またはこの者が指名する者をもって充てる。
 - (1) 子ども家庭部子ども家庭課 担当係長
 - (2) 子ども家庭部保育課 担当係長
 - (3) 子ども家庭部保育指導課 担当係長
 - (4) 子ども家庭部男女共同参画課 担当主査
 - (5) 子ども家庭部子ども家庭支援課 担当係長
 - (6) 健康部牛込保健センター 担当係長
 - (7) 教育委員会事務局教育調整課 担当係長
 - (8) 教育委員会事務局教育支援課 担当係長及び担当指導主事
 - (9) 教育委員会事務局学校運営課 担当係長
 - (10) 中央図書館 担当係長、こども図書館長及び担当主事
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、中央図書館こども図書館長とする。
- 4 部会は部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。
- 7 部会長は、第2項の規定に関わらず必要に応じて関係職員の出席を求めることがある。

(任期)

第5条 委員会及び部会の任期は、令和6年（2024年）3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、中央図書館こども図書館が担当する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

第六次 新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会・作業部会 名簿

1 策定委員会

1	子ども家庭課長	徳永 創
2	保育課長	広田 史憲
3	保育指導課長	鈴木 明彦
4	男女共同参画課長	渡辺 隆介（令和5年3月まで） 國井 淳子（令和5年4月より）
5	子ども家庭支援課長	菊地 ゆみ
6	牛込保健センター所長	丸尾 信三
7	教育委員会事務局次長 委員長	菅野 秀昭（令和5年3月まで） 遠山 竜多（令和5年4月より）
8	教育調整課長	齊藤 正之
9	教育指導課長	荒井 亮宏（令和5年3月まで） 坂元 竜二（令和5年4月より）
10	教育支援課長	関本ますみ
11	学校運営課長	内野 桂子
12	余丁町小学校長	古谷 勉
13	牛込第二中学校長	松澤 亮
14	中央図書館長 副委員長	山本 秀樹

2 作業部会

1	子ども家庭課	管理係長	寺田 健司
2	保育課	施設整備係長	佐々木 久美子（令和5年3月まで）
		運営係長	鹿田 穎二（令和5年4月より）
3	保育指導課	支援係長	木津 奈津子（令和5年3月まで）
			柿木 のりこ（令和5年4月より）
4	男女共同参画課	男女共同参画主査	谷崎 功一
5	子ども家庭支援課	子育て支援係長	石川 正直
6	牛込保健センター	保健サービス係長	早坂 由里恵
7	教育調整課	企画調整係長	平 明生（令和5年3月まで）
			齊藤 央泰（令和5年4月より）
8	教育支援課	教育活動支援係長	林 政至
9	教育支援課	指導主事	東谷 亮太（令和5年3月まで）
			市毛 大子（令和5年4月より）
10	学校運営課	幼稚園係長	勝木 智一
11	中央図書館 副部会長	資料係長	平野 克（令和5年3月まで）
			関口 悅子（令和5年4月より）
12	中央図書館 部会長	こども図書館長	鈴木 巖（令和5年3月まで）
			平野 克（令和5年4月より）
13	中央図書館	こども図書館	大森 浩司
14	中央図書館	こども図書館	大野 源仁郎
15	中央図書館	こども図書館	清家 佳恵
16	中央図書館	こども図書館	神谷 雅恵

(3) 第六次新宿区子ども読書活動推進計画策定の検討経過等

会議名	開催日	協議・検討内容
新宿区子ども読書活動推進計画 第1回策定委員会 第1回作業部会	令和5年3月22日(水)	計画策定方針検討 アンケート実施方針検討
新宿区子ども読書活動推進計画 第2回作業部会	令和5年5月31日(水)	アンケート実施内容確認 計画構成案検討
新宿区子ども読書活動推進計画 第3回作業部会	令和5年7月25日(火)	現計画令和4年度実績確認 計画案(第1章・第2章)検討・修正
新宿区子ども読書活動推進計画 第2回策定委員会	令和5年8月9日(水)	現計画令和4年度実績確認
新宿区子ども読書活動推進計画 第4回作業部会	令和5年9月1日(金)	計画案(第1章・第2章・第3章) 検討・修正
新宿区子ども読書活動推進計画 第3回策定委員会	令和5年9月12日(火)	計画案(第1章・第2章・第3章) 検討・修正
第1回新宿区子ども読書活動推進会議	令和5年9月29日(金)	現計画令和4年度実績確認 計画案(第1章・第2章・第3章) 検討・修正
新宿区子ども読書活動推進計画 第5回作業部会	令和5年10月11日(水)	計画素案検討・修正
新宿区子ども読書活動推進計画 第4回策定委員会	令和5年10月13日(金)	計画素案検討・修正
第2回新宿区子ども読書活動推進会議	令和5年12月26日(火)	計画案検討・修正
新宿区子ども読書活動推進計画 第5回作業部会	令和6年1月11日(木)	計画最終案検討・修正
新宿区子ども読書活動推進計画 第6回策定委員会	令和6年1月23日(火)	計画最終案検討・修正

(4) 新宿区子ども読書活動推進計画 第六次・第五次対応表

取組みの主体	種別	第六次計画 事業番号	事業名	第五次計画 事業番号
(1)家庭・地域	①子どもの読書活動の普及啓発	1	子どもの読書活動推進計画の趣旨普及	63
		2	「子ども読書の日」等の趣旨普及	64
		3	『しんじゅくの教育』への掲載	62
		4	新宿子育てメッセにおける子ども読書活動の周知	36
		5	プレママ・プレパパ保護者への読み聞かせ講座の実施	35
	②読書環境の充実	6	家庭読書の推進	30
		7	外国语と多文化に親しむおはなし会等と外国语図書の充実	53
		8	家庭教育講座における読書活動支援	21
	③読書活動の支援	9	子ども読書講演会の開催	9
		10	絵本でふれあう子育て支援	37
		11	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等の幼児サークル等における読み聞かせ会の実施	41
		12	図書館サポーターの育成	57
		13	新宿区子ども読書活動推進会議の運営	60
(2)区立図書館	①読書環境の充実	14	魅力ある図書の充実	1
		15	電子書籍の導入	—
		16	郷土・新宿を知る図書の充実	2
		17	中学生・高校生等向け読書環境の充実	48
		18	オリンピック・パラリンピック開催の未来への継承	4
		19	図書展示の充実	3
		20	子どもたちによる「おすすめ本紹介コーナー」の設置	5
		21	親子同士のふれあいの場の整備	6
		22	新こども図書館の検討	7
	②読書活動の支援	23	ホームページの充実による情報収集・発信	61
		24	職員研修の実施	55
		25	推薦図書リストの作成	43
		26	学校向け団体貸出の充実	13
		27	出張お話し会・施設訪問の実施	32
		28	多様な子どもたちに対する読書活動の支援	51
		29	病院配本サービスの推進	52
		30	区立図書館でのお話し会の充実	31
		31	子ども読書リーダーの育成と活動機会の提供	42
		32	利用者登録の推進	8
	③区立図書館の利用促進	33	子ども向けイベントの開催	10
		34	区立図書館の団体利用	11
		35	中学生・高校生等の図書館サポーター活動の実施	50
		36	団体貸出の充実	58
		37	「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施	14
	④学校等との連携	38	大学・専門学校等との連携	59
		39	読み聞かせ講習会の開催	34
		40	学校向け新刊選書リストの作成・提供	15
		41	中学生・高校生等向けイベントの実施	49
		42	学校図書館の運営の充実	16
		43	学校図書館への学校図書館支援員の配置	17
(3)区立学校(学校図書館)	①読書環境の充実	44	学校図書館の蔵書の充実	18
		45	校内読書環境の整備	19
		46	学校図書館の放課後等開放(小学校)	22
		47	読書感想文集「けやき」の発行	45
	②読書活動の支援	48	読書感想文集「けやき」の表彰	46
		49	図書館利用指導の推進	20
		50	スクールスタッフの活用	44
	③子どもへの教育活動	51	朝読書の推進	47
		52	学校での研修の充実と指導資料の作成	54
		53	学校と区立図書館との連携推進	11
(4)幼稚園・保育園・子ども園	①読書環境の充実	54	幼稚園・保育園・子ども園等の絵本コーナーの整備	23
		55	幼稚園・保育園・子ども園等と区立図書館の連携推進	24
		56	幼稚園・保育園・子ども園等の絵本の読み聞かせの実施	38
	②読書活動の支援	57	幼稚園・保育園・子ども園等の絵本の貸出	39
		58	幼稚園・保育園・子ども園等の絵本の貸出	40
		59	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等の読書環境の整備	26
		60	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等の蔵書の充実	27
		61	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等の図書貸出の推進	28
		62	保健センターの乳幼児健康診査等の待合場所への絵本の設置	29
		63	男女共同参画に関する資料の充実	25
(5)子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・保健センター・男女共同参画推進センター	①読書環境の充実	64	子育て支援施設と区立図書館との連携推進	12
		(10)	絵本でふれあう子育て支援【再掲】	37
		(11)	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等の幼児サークル等における読み聞かせ会の実施【再掲】	41